

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
高齢者いきいき課	生活支援ハウス運営	1	①	生活支援ハウス	高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進を図る。	市民(60歳以上)	独立して生活することに不安のある者に対し、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供する。	15,627	A	継続
	介護予防	1	①	生活管理指導員等派遣(ヘルパー)	要介護状態への進行の予防を図り、高齢者福祉の向上を促進する。	市民(65歳以上)	社会適応が困難な方を対象に、生活管理指導員等を派遣し、日常生活に関する支援、指導を行う。	9,194	A	継続
		2	①	生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)	要介護状態への進行の予防を図り、高齢者福祉の向上を促進する。	市民(65歳以上)	基本的な生活習慣が欠如している方に対し、施設での短期宿泊により、基本的な生活習慣の確立が図れるよう援助する。	2,248	A	継続
		3	①	生きがい活動支援通所(生きがいデイサービス)	要介護状態への進行の予防を図り、高齢者福祉の向上を促進する。	市民(65歳以上)	施設への通所により、創作活動、趣味活動などの生きがい活動を支援するためのサービスを提供する。	39,704	A	継続
	軽費老人ホーム事務費等補助	1	①	軽費老人ホーム事務費補助	利用者の経済的負担を軽減する。	法人	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人が入所者から徴収すべき事務費の一部を免除した場合、事務費の減免分を補助する。	108,343	A	継続
		2	①	民間福祉施設土地賃借料補助	適正な施設運営の確保に努めることを目的とする。	法人	民間の福祉施設に対して、その施設が借用している土地に係る賃借料を補助する。	2,016	A	継続
	高齢者住宅対策	1	①	在宅高齢者居宅改善費助成	居宅の改善により、要介護・要支援状態への進行予防を図る。	市民(65歳以上)	高齢者の居宅に手すりの設置など、バリアフリーを目的とした改修工事に要する経費の一部を助成する。	6,381	A	継続
		2	①	高齢者世帯等住替家賃助成	高齢者の住まいの安定確保を図る。	市民(65歳以上)	民間賃貸住宅に居住している高齢者世帯等が、家主の都合により立ち退きを要求され、市内の他の民間賃貸住宅に転居した場合に、転居前の家賃と転居後の家賃の差額を助成する。	2,383	A	継続
		3	①	高齢者住宅整備資金貸付	高齢者と同居する世帯に対し、居住環境の改善を図る。	市民(60歳以上)	高齢者と同居する世帯に、高齢者の専用居室その他の設備の増築などに、必要な資金の一部の貸付を行う。	2,282	B	継続
		4	①	高齢者住宅保証	高齢者の住宅の円滑な確保を目的とする。	市民(65歳以上)	保証人がいないために、民間賃貸住宅の転居先が見つからない高齢者を対象に、賃貸借契約を結んだ年度内に限り、市が3ヶ月分までの家賃を保証する。	382	B	継続
		5	①	家具転倒防止器具等の取付	高齢者のみで構成される世帯等に対し、これらの世帯の者の生命及び財産を地震災害等から守る一助とし、事故等の未然防止により高齢者福祉の増進を図る。	市民(65歳以上)	器具等を自身で取り付けることができない世帯に対して、たんす等の家具を器具等により家屋の柱、壁等に固定する。	464	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		6	①	有料老人ホームに関する事業	有料老人ホームの適切な事業運営を確保するとともに、円滑な供給を促進することを目的とする。	法人 市民	新規設置の際、事前相談、事前協議等の手続きを通して、また、設置後は実地指導を通し、運営状況の川越市有料老人ホーム設置運営指導指針への適合を確認し適切な運営を確保する。	382	A	継続
		7	①	サービス付き高齢者向け住宅に関する事業	サービス付き高齢者向け住宅の適切な事業運営を確保するとともに、同住宅の円滑な供給を促進することを目的とする。	法人 市民	サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する事前協議書等の審査及び建設部局との連携。	382	A	継続
在宅福祉		1	①	日常生活用具給付等	在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、在宅生活を支援する。	市民(65歳以上)	・火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付する。 ・老人用電話を貸与する。	2,342	C	継続
		2	①	緊急通報システム	日常生活の緊急事態における不安を解消するとともに、在宅生活を支援し、高齢者福祉の増進に資する。	市民(65歳以上)	急病、事故その他の理由により、緊急に救急活動を必要とする場合において、消防本部への救急通報を支援する。	8,968	A	継続
		3	①	要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い	要介護高齢者又はひとり暮らし高齢者に対し、衛生と健康の保持を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与する。	市民(65歳以上)	要介護高齢者手当受給者及びひとり暮らし高齢者のうち、対象者及び同居する者それぞれの市民税所得割額が非課税のものに、寝具丸洗いを実施する。	2,305	C	継続
		4	①	要介護高齢者寝具乾燥	介護を要する高齢者に対し、健康を保持し、もって高齢者福祉の増進を図る。	市民(65歳以上)	要介護高齢者手当受給者のうち、対象者及び同居する者それぞれの市民税所得割額が非課税のものに、寝具乾燥を実施する。	688	C	継続
		5	①	高齢者等世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣	高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活を支援する。	市民(65歳以上)	生活援助員を派遣し、生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する。	8,114	A	継続
		6	①	在宅要介護高齢者等紙おむつ給付	在宅の要介護高齢者に対し、本人及び家族の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。	市民(65歳以上)	常時失禁の状態にあるために、排せつの介護を必要としている在宅生活者に対して、紙おむつをその居宅に配達する。	101,517	C	改善
		7	①	訪問理美容サービス	在宅の要介護高齢者等に対し、居宅を訪問してサービスを提供することにより、高齢者福祉の向上を図る。	市民(65歳以上)	居宅訪問による理容サービス(調髪)または美容サービス(カット)を提供する。	2,661	C	継続
		8	①	要介護高齢者手当支給	身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むことに著しい支障のある高齢者に対し、要介護高齢者手当を支給することにより、高齢者福祉の増進を図る	市民(65歳以上)	要介護3~5の在宅高齢者に対して、月額8,000円の手当を支給する。	242,097	C	継続
		9	①	障害者控除対象者認定	対象者及び扶養者の税の軽減をすることにより、高齢者福祉の向上を図る。	市民(65歳以上)	所得税・住民税申告の際に所得控除を受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付する。	764	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		10	①	救急情報キット配布	ひとり暮らしの高齢者世帯等に対し、救急時に必要な情報を保管する救急情報キットを配布することにより、高齢者等が安心して生活できる環境の整備を図る。	市民(65歳以上)	独居高齢者等に対して、民生委員を通じて、救急情報キット(救急情報シート、シール、保管容器など)を配布する。	515	A	継続
	市民後見推進	1	①	市民後見推進	成年後見制度の利用促進を図る。	市民	市民が後見業務の新たな担い手として適切に活動できるよう支援する。 ・市民後見公開講座 ・市民後見人養成講座	5,469	A	継続
		2	①	法人後見事業費補助	法人後見の推進を図る。	法人	社会福祉協議会が行う法人後見事業に対し補助する。	10,843	A	継続
	住環境整備(老人アパート)	1	①	老人アパート提供	高齢者の生活安定を図る。	市民(65歳以上)	著しく住宅に困窮し、住宅の確保に緊急を要するひとり暮らし高齢者に、市が借り上げた民間アパートを住まいとして提供する。	4,675	A	継続
	生きがい対策	1	①	敬老マッサージサービス	高齢者の健康を増進し、高齢者福祉の向上を図る。	市民(70歳以上)	あん摩、マッサージ、指圧、はり又は灸のうち、いずれか年1回無料で受けられる利用券を交付する。	6,886	B	継続
		2	①	健康ふれあい入浴	高齢者の健康を増進し、福祉の向上を図る。	市民(65歳以上)	市指定の入浴施設を利用する際の割引利用券を交付する。	4,856	A	継続
		3	①	老人クラブ助成	高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上に資する。	市民(60歳以上)	老人クラブが行う社会奉仕活動、教養講座、健康増進の事業等の実施に必要な経費の一部を補助する。	6,846	A	継続
		4	①	老人クラブ連合会運営費補助	老人クラブ連合会の活動促進及び運営に対する支援。	市民(60歳以上)	老人クラブ連合会が行う会員の加入促進、指導者育成事業等の実施に必要な経費の一部を補助する。	1,388	A	継続
		5	①	老人クラブ連合会委託	高齢者福祉に関する事業の一部を委託し、より効果的に事業を行う。	市民(60歳以上)	・芸能大会、趣味の作品展 ・囲碁、将棋大会 ・スポーツ大会 ・ゲートボール、グラウンドゴルフ大会 ・研修、シンポジウム	3,834	A	継続
		6	①	ゲートボール場等整備用砂給付	高齢者福祉の増進を図る。	市民(60歳以上)	ゲートボール場及びグラウンドゴルフ場整備に必要な砂を給付する。	822	A	継続
		7	①	市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証交付	高齢者福祉の増進を図る。	市民(70歳以上)	市内循環バスに乗車する際の特別乗車証を交付する。	1,278	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		8	①	福寿手帳交付	高齢者福祉の増進を図る。	市民(60歳以上)	老人福祉センターの利用証となる手帳を交付する。	764	A	継続
		9	①	真寿窯運営費補助	高齢者が陶芸を通じて趣味・教養娯楽活動を行うことにより、利用者相互間の交流の拡大等の生きがい活動の促進を図る。	法人	工房運営費の一部を補助する。	1,764	A	継続
		10	①	地域福祉対策特別事業(給食サービス)	食生活の改善を通して健康保持を図り、安否の確認や交流を行い、在宅生活を支える。	市民(65歳以上) 法人	社会福祉協議会が行う事業に対する補助 ・地区社会福祉協議会が実施する給食サービス ・地域を中心とした社会参加交流事業	5,725	A	継続
	長寿祝い金等	1	①	長寿祝い金支給	高齢者に対し、長寿祝い金を支給することにより、その長寿を祝福し、もって高齢者福祉の増進を図る。	市民(77歳、88歳、99歳及び100歳以上)	9月1日現在、市内に引き続き1年以上居住している対象者に、祝い金を支給する。	80,681	C	縮小
		2	①	金婚祝記念品贈呈	結婚50年を迎える夫婦に記念品を贈呈し、もって敬老と長寿を祝う。	市民	9月1日現在、川越市に住所を有し、その年の間に結婚期間が50年に達する夫婦に対して、記念品を贈呈する。	2,278	A	継続
		3	①	最高齢者記念品贈呈	市長が最高齢者を訪問し、記念品を贈呈することにより、長寿を祝う。	市民(最高齢)	市内最高齢者に対し、敬老の日に市長が訪問し、記念品を贈呈する。	415	A	継続
		4	①	百歳高齢者お祝い(レタックス)	お祝いのレタックスを送ることにより、長寿を祝う。	市民(100歳)	100歳を迎えられた方の誕生日に、レタックスによるお祝い状を送る。	421	A	継続
	東西後楽会館運営管理	1	⑤	東後楽会館運営管理(廃止)	東後楽会館跡地の利用方法が決定するまで、施設を維持管理する。	市民 指定管理者	東後楽会館の機械警備	1,888	A	継続
		2	⑤	西後楽会館運営管理	無料又は低額の料金で、高齢者に関する各種相談に应诉るとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。	市民 指定管理者	西後楽会館の運営 ・60歳以上は無料 ・主な設備：舞台付大広間、研修室、機能回復訓練室、健康相談室、男女浴室など	72,386	A	継続
	養護老人ホーム(やまぶき荘)運営管理	1	⑤	養護老人ホーム(やまぶき荘)運営管理	高齢者福祉の増進を図る。	65歳以上 指定管理者	環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方を対象とする入所施設の運営。	156,500	A	改善
		2	⑤	養護老人ホームやまぶき荘等污水处理施設運転管理	やまぶき荘、西後楽会館の他、周辺約90戸の污水处理を行う。	市民	污水处理施設の運転管理	10,476	A	廃止

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業（業務）名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		3	①	福祉散策の森清掃等業務	やまぶき荘の入所者及び西後楽会館の利用者等の市民に、緑豊かな森の中を散歩できる場を提供する。	市民	福祉散策の森の維持管理	685	A	継続
	老人憩いの家運営管理	1	⑤	老人憩いの家運営	地域において、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって高齢者の心身の健康の増進を図る。	市民（60歳以上） 指定管理者	小ヶ谷、高階北、川越駅東口老人憩いの家の運営 ・利用対象：60歳以上 ・主な設備：和室、談話室など	12,767	A	継続
		2	①	自治会老人憩いの家補助	自治会老人憩いの家の運営を支援する。	市民	自治会老人憩いの家の運営管理費の一部を補助する。	1,813	A	改善
	老人保護措置費	1	①	老人保護措置	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護が困難な者を、対象とする施設に入所させる。	市民（65歳以上）	・入所判定委員会 ・市外施設への入所 ・相談	19,826	A	継続
	シルバー人材センター	1	①	シルバー人材センター補助	高齢者の就労機会の拡大につながるよう、シルバー人材センターの活動を支援する。	法人	シルバー人材センターが行う高齢者労働能力活動能力活用事業の実施に必要な経費の一部を補助する。	27,382	C	継続